

南西諸島地域離島振興計画

第1章 地域の概況・課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、県本土の南方約30kmに位置する竹島から南方へ約240km、東西約120kmにも及ぶ広大な海域に点在しており、三島村の竹島、硫黄島及び黒島並びに十島村の口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島及び宝島の10の有人島から構成されています。

鹿児島市から本地域の最南端の宝島までの航路は約14時間を要し、極めて隔絶性の強い地域です。

○ 地形

本地域のほとんどの島が、大部分を雑竹林におおわれた山岳に占められており、しかも、山が海岸線に迫って平地が少なくなっていますが、本地域の南端に位置する小宝島、宝島は隆起珊瑚礁の島であり、海岸周辺に比較的平坦地が多くなっています。

なお、十島村については、平成4年4月に全域がトカラ列島県立自然公園に指定されています。

○ 気候

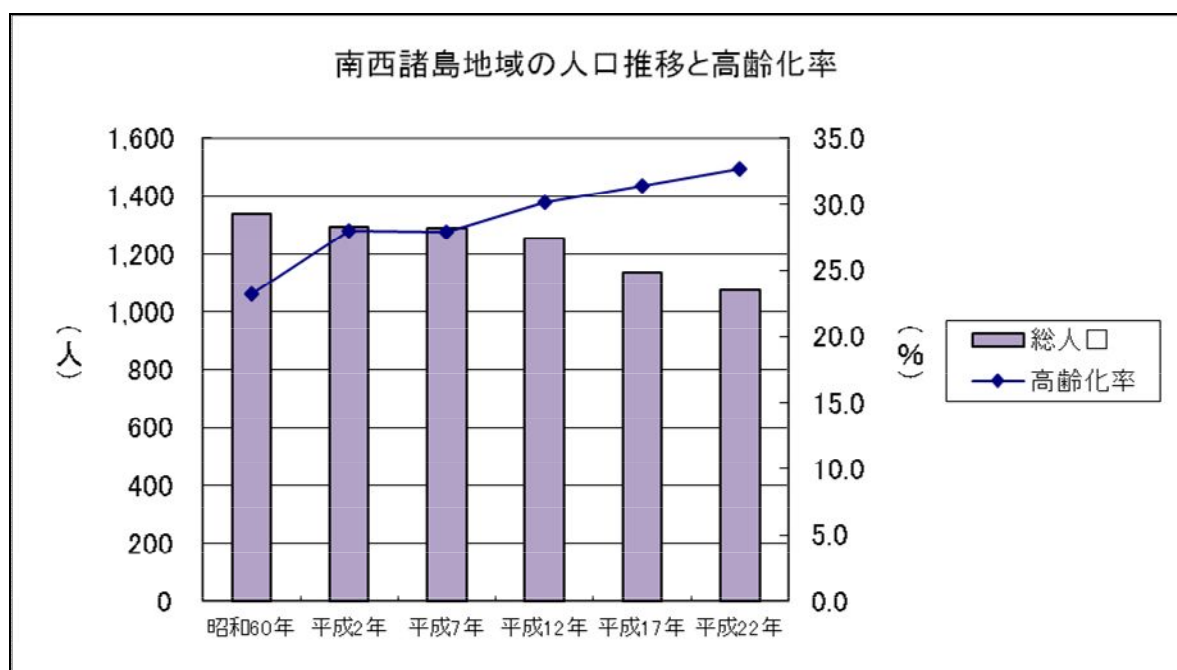
黒潮の影響を受けることから、温暖ですが、夏秋季の台風や冬季の季節風の影響を強く受けます。

○ 行政区域

行政区域は、竹島、硫黄島及び黒島が三島村、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島及び宝島が十島村に属しています。

○ 人口

平成22年国勢調査の人口は、1,075人と継続して減少傾向にあり、高齢化率も増加傾向にあります。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

◆ みしま (1,196 t, 週3便)

- 鹿児島島 ~ 竹島 3時間
- 竹島 ~ 硫黄島 30分
- 硫黄島 ~ 黒島(大里港) 1時間10分
- 黒島(大里港) ~ 黒島(片泊港) 30分

◆ フェリーとしま (1,391 t, 週2便)

- 鹿児島島 ~ 口之島 6時間15分
- 口之島 ~ 中之島 50分
- 中之島 ~ 平島 1時間20分
- 平島 ~ 諏訪之瀬島 50分
- 諏訪之瀬島 ~ 悪石島 50分
- 悪石島 ~ 小宝島 1時間20分
- 小宝島 ~ 宝島 35分
- 宝島 ~ 名瀬 3時間

※ 宝島で折り返し碇泊する便があります。

- ◇ 本地域の定期航路は、本土との唯一の交通手段となっており、物資の流通、本土との往来、医師の巡回診療等、住民にとってかけがえのない生活航路です。
- ◇ これらの航路は外海を長時間にわたって運航するため、運航費がかさむにもかかわらず、航路需要が限られているので、村営による運航が行われています。
- ◇ 定期航路は、1日1便に満たない便数の航路であり、離島のなかでも厳しい交通状況となっています。

(2) 航空路

航空路は、薩摩硫黄島飛行場と枕崎飛行場との間に不定期便が運航されていましたが、現在は運航されていません。

(3) 島内道路等

◇ 道路改良・舗装率

(単位:%)

区分	県道		市町村道		国県市町村道計	
	一般県道		改良率	舗装率	改良率	舗装率
	改良率	舗装率				
南西諸島地域	87.3	81.8	71.3	92.1	72.2	91.5
離島計	87.7	99.0	58.9	90.3	66.5	92.5
本土計	69.2	99.9	68.1	89.3	70.8	91.1
県計	73.5	99.9	66.3	86.8	69.7	89.1

※ 平成23年度道路現況調書(平成23年4月1日現在)

◇ 県道

道路については、黒島に唯一の県道（延長9.0km）がありますが、急勾配、急カーブで幅員が狭い場所があるため、整備を行っています。

◇ 村道

村道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、公民館、学校、医療機関といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。

しかしながら、本地域においては、地域間を連絡する幹線村道等の整備がまだ十分とはいえない状態にあります。

第3節 情報通信の現況及び課題

- ◇ 三島村では、村が平成22年度に国の補助事業を活用し、本土と竹島、硫黄島、黒島を結ぶ海底光ケーブルを敷設するとともに、村役場と各島の公共施設を結ぶ地域公共ネットワークを構築し、島内に超高速ブロードバンドを整備しました。また、平成23年度から、公設公営方式によるインターネットサービスの提供を開始しました。
- ◇ 十島村では、中之島、悪石島、宝島が海底光ケーブルで本土と結ばれていますが、村が平成20年度、21年度に国の補助事業を活用し、これら3島と口之島、諏訪之瀬島、平島、小宝島を新たに無線で接続するとともに、村役場と各島の公共施設を光ファイバで結ぶ地域公共ネットワークを構築し、島内に無線方式（FWA）による高速ブロードバンドを整備しました。また、平成22年度から、公設公営方式によるインターネットサービスの提供を開始しました。
- ◇ 両村では、これらの情報通信基盤を活用して、議会中継や遠隔医療、港湾監視などの各種システムを運用し、住民サービスの向上を図っています。
- ◇ 公設による情報通信基盤等の維持管理費に対する負担軽減が求められています。
- ◇ 携帯電話については、居住地域のほとんどがサービスエリアになっており、利用可能ですが、一部に不感地域が存在しています。
- ◇ テレビについては、地上波テレビ放送のデジタル化に対応するため、既存の共聴施設の改修やデジタル化に伴い発生した「新たな難視」地区解消のための中継局の新設などを行い、難視地区は解消しています。なお、季節性の要因等による受信不良が発生しています。

第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

- ◇ 本地域にとって、船舶は本土との唯一の交通手段となっていますが、その割高な運賃が住民等の大きな負担となっています。
その負担軽減のため、三島村は、国・県の補助制度を活用し、村民に対する運賃割引を実施しています。
- ◇ また、十島村も県の補助制度を活用し、食料品の移入や農水産物の搬出に対して輸送コスト支援を実施しています。

第5節 産業の現況及び課題

◇ 市町村内総生産額

(単位:百万円, %)

区分	総生産額	構成比
第1次産業	75	1.4
うち農業	54	1.0
うち林業	10	0.2
うち水産業	11	0.2
第2次産業	2,156	41.5
第3次産業	2,970	57.1
合 計	5,200	100.0

※ 平成21年度市町村所得推計

※ 「輸入品に課される税・関税」、「この他控除」は除く

◇ 産業分類別就業者数

(単位:人, %)

区分	就業者数	構成比
第1次産業	136	24.2
うち農業	101	17.9
うち林業	1	0.2
うち水産業	34	6.0
第2次産業	119	21.1
第3次産業	308	54.7
合 計	563	100.0

※ 平成22年国勢調査

◇ 本地域では、総生産額及び就業者数ともに、第3次産業が大きな割合を占めています。

◇ 農林水産業生産額（5年毎推移）

(単位:百万円)

区分	農業						林業 (B)	水産業 (C)	農林水産業 合計 (A+B+C)
	耕種	うち 米	うち 果実	うち 花卉	畜産	計 (A)			
H12	36.3	7.6	6.9	7.3	209.2	245.5	0.0	28.1	273.6
H17	20.8	2.2	3.5	7.7	379.5	400.3	0.2	126.0	526.5
H22	10.6	3.3	1.9	5.4	204.7	215.3	3.5	41.8	260.6

※ 市町村調べ

※ 離島統計年報

- ◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、平成17年と比較すると、全体的に大きく減少しています。

(1) 農業

- ◇ 農家総数

(単位:人, %)

区分	H12			H22			増減率 (対H12)
	総農家数	販売 農家数	自給的 農家数	総農家数	販売 農家数	自給的 農家数	
三島村	59	37	22	49	32	17	83.1
十島村	126	91	35	93	65	28	73.8
総計	185	128	57	142	97	45	76.8

※ 世界農林業センサス(農林水産省)

- ◇ 孤立した小さな離島で構成され、平地に乏しく、耕地は狭く急峻で、農家の高齢化も進んでいます。
- ◇ 農業生産額の約9割を畜産肉用牛が占めており、地域の基幹産業となっています。この他、びわ、たんかん、サンセベリア等が生産されております。また、耕作放棄地を作付け可能な農地に転換させるための取組なども始められています。
- ◇ 肉用牛については、高齢化や後継者不足に加え、飼料等の資材費が割高であること、放牧主体の飼養管理により、子牛の発育が遅れていること、傾斜地が多く、竹が繁茂した地帯で、自給飼料の確保が困難であることなどの課題を抱えています。
- ◇ 農産物加工については、落花生やつわ、たけのこの等の地域特産物を利用した加工品が製造されています。
- ◇ 生産基盤の整備により、温暖な気候を生かしたびわの産地づくりを進めています。高齡化により生産量が減少しています。
- ◇ 平成16年度から農村集落内の環境改善を図るため、集落道整備や集落防災安全施設等の整備を行い、活力あるむらづくりに努めています。

(2) 林業

- ◇ 森林面積

(単位:ha)

区分	森林面積	国有林	民有林	うち
				人工林
三島村	2,480	0	2,480	138
十島村	6,952	0	6,952	422
総計	9,432	0	9,432	560

※ 平成24年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

- ◇ 森林の90%を天然広葉樹林と竹林が占め、これらを利用して一部地域で、しいたけの生産が行われているほか、硫黄島で椿の実、竹島、硫黄島、黒島、諏訪之瀬島、悪石島では、たけのこの生産が行われています。
- ◇ また、椿油や椿油で作った石鹸、シャンプーなどの加工品づくりも行われています。

(3) 水産業

◇ 漁獲量

(単位:t)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
三島村	3	4	5	6
十島村	35	35	38	36
総計	38	39	43	42

※ 海面漁業生産統計調査(農林水産省)

- ◇ 漁獲量については、横ばい傾向です。
- ◇ 周辺海域に優良な漁場を有しているため、一部の地域においては、漁業への積極的取組がみられますが、流通施設等が不備なため総じて漁業は振るわず、地域内産業に占める位置は高くありません。
漁業従事者のほとんどは、零細な兼業の漁家で占められています。
しかしながら、新たに急速冷凍による鮮魚出荷の取組が始まっており、離島のハンディを克服しうるものとして期待されています。

(4) 工業、製造業（特産品製造も含む。）

- ◇ 当地域は、特用林産加工品等の魅力的な特産品に恵まれています。
- ◇ しかしながら、特産品製造は小規模な団体や個人によるものであり、新商品開発や販路開拓、とりわけ県外大消費地へのアプローチが課題となっています。

第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域ですが、産業の集積が弱く、雇用機会の確保が十分ではありません。
- ◇ また、若者の島外流出が続くなど、厳しい雇用情勢にあるため、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められているとともに、高齢者や女性等の高い就業意欲や多様化する就労ニーズに応じた雇用環境の整備及び雇用機会の確保を促進する必要があります。

第7節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ・し尿処理

- ◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
三島村	380	380	100.0	100.0
十島村	595	595	100.0	100.0

※ 市町村調べ

※ 日本の廃棄物処理(環境省)平成22年度調査

◇ ごみ処理施設（焼却施設）

区分	設置主体	設置場所	規模 (t/日)	工事年度	
				着工	竣工
南西諸島	三島村	三島村硫黄島	1.2	H8	H9
		三島村黒島大里	0.7	H9	H10
		三島村黒島片泊	0.7	H9	H10
	十島村	十島村口之島	0.8	H7	H7
		十島村中之島	0.8	H8	H8
		十島村悪石島	0.5	H7	H7
		十島村宝島	0.5	H4	H4

※ 市町村調べ

※ 平成24年4月1日現在

- ◇ 各島において、ごみについては焼却施設・生ごみ処理施設等で処理されています。
- ◇ 焼却灰や不燃物、ペットボトル等のリサイクルが可能なものは、島外に搬出し処分しています。
- ◇ 十島村においては、焼却施設のない島もあり、各島への施設整備が課題となっています。
- ◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
三島村	380	380	100.0	0
十島村	595	555	93.3	40

※ 市町村調べ

※ 日本の廃棄物処理(環境省)平成22年度調査

- ◇ し尿については、ほとんどの世帯に浄化槽が設置されており、浄化槽汚泥については島外処理等を行っています。

(2) 水道

(単位:人, %)

区分	行政区域内 人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	
三島村	366	0	0	760	366	0	0	760	366	100.0
十島村	560	0	0	650	560	0	0	650	560	100.0
総計	926	0	0	1,410	926	0	0	1,410	926	100.0

※ 市町村調べ

※ 平成22年度水道統計調査

- ◇ 三島村の竹島，十島村の諏訪之瀬島，小宝島には淡水化施設が整備されています。
- ◇ 水道については，簡易水道及び飲料水供給施設が全戸に普及していますが，水量減少や施設の老朽化の問題があります。
このため，新たな水源の確保や施設の改修を行う必要があります。
- ◇ 淡水化施設の維持経費の増大，施設の老朽化，水源の水量減少による新たな水源

の確保が課題となっています。

(3) 公営住宅

- ◇ 公営住宅が、8戸整備されているほか、そのほか定住促進のための住宅が、平成2年度から平成23年度までに96戸整備されていますが、引き続き地域の需要に応じた住宅整備が必要です。

第8節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

- ◇ 病院、診療所、医師等の数

区分	病院数		一般診療所数	歯科診療所数	医師(人)	歯科医師(人)	薬剤師(人)	看護師(人)	助産師(人)
	病床数								
三島村	-	-	4	-	1	-	-	4	-
十島村	-	-	7	-	1	-	-	10	-
総計	-	-	11	-	2	-	-	14	-

※ 県保健医療福祉課，県地域医療整備課調べ

※ 病院数は平成22年10月1日現在

※ 一般・歯科診療所及び医師・歯科医師・看護師は，平成24年4月1日現在

※ 医師及び看護師(准看護師含む)は非常勤を含む

- ◇ へき地診療所が全島に整備され，それぞれ看護師が配置されているほか，硫黄島，中之島には，へき地医療拠点病院である鹿児島赤十字病院から医師が派遣されており，他の島では，派遣医師や赤十字病院医師による月2回の診療が行われています。
- ◇ また，鹿児島大学医学部等による眼科，耳鼻咽喉科，皮膚科の特定診療科の巡回診療，県の歯科巡回診療車による巡回診療，鹿児島こども病院，鹿児島大学医学部小児科による小児科健診が行われています。
- ◇ 本地域は，島数が多く船便の都合で医師が各島に滞在できる時間が限られるので，十島村では，巡回診療船を兼ねた行政連絡船の配置などにより診療の円滑化を図っています。
- ◇ また，各島のへき地診療所と鹿児島赤十字病院，村役場を結ぶ遠隔医療システムを整備し，医師不在時の対応に活用しています。
- ◇ しかし，まだ十分な診療機会が確保されているとは言えず，特に高齢者や乳幼児等の医療に不安を抱えています。

(2) 救急医療

- ◇ 遠隔医療システムを活用した連携による応急措置のほか，重症の救急患者は県や自衛隊等のヘリコプター等により鹿児島市の医療機関へ救急搬送しています。
- ◇ ヘリポートについては，硫黄島と諏訪之瀬島の非公共用飛行場，場外離発着場を含め全島に整備されています。

(3) 健康管理体制

- ◇ 鹿児島市内のそれぞれの役場に，三島村(2人)，十島村(3人)の保健師が勤務しており，保健所と連携をとりながら各種健診や保健指導を行っています。

(4) 妊婦への支援等

- ◇ 本地域には常駐の産科医がいないことから，妊婦が島外で健康診査の受診又は出

産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等に、その交通費・宿泊費等の支援を行っています。

- ◇ 不妊治療受診者については、治療に係る費用に加え、通院に要する交通費や宿泊費が大きな経済的な負担となっています。

第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

- ◇ 本地域の65歳以上の要支援・要介護認定者は、平成24年4月末現在51人で、要介護認定率は14.5%（県平均20.3%）となっています。
- ◇ 本地域の介護サービス事業所は、宝島に1箇所、小規模多機能型居宅介護事業所が整備されています。

第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

- ◇ 高齢化率の推移

(単位: %)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
南西諸島地域	23.2	28.0	27.9	30.2	31.4	32.7
鹿児島県	14.2	16.6	19.7	22.6	24.8	26.5
全国	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	23.0

※ 国勢調査

- ◇ 本地域の高齢化率は、平成12年で30.2%、平成17年で31.4%、平成22年で32.7%と上昇しています。
- ◇ また、平成22年の高齢化率は、全国平均(23.0%)を9.7ポイント、県平均(26.5%)を6.2ポイント上回っています。
- ◇ 高齢世帯数

(単位: 世帯, %)

区分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
南西諸島地域	625	207	33.1
鹿児島県	727,273	198,053	27.2
全国	51,842,307	10,041,720	19.4

※ 県介護福祉課調べ(平成22年国勢調査)

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯(高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯)の一般世帯に占める割合は、33.1%で、3世帯に1世帯が高齢世帯であり、県平均(27.2%)及び全国平均(19.4%)を大きく上回っています。
- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。
- ◇ また、在宅介護については、同事業を活用して、集合会食サービスを実施している地域もあります。
- ◇ 老人福祉施設等については、利用者数や地理的条件等から事業者の参入が困難な状況にあり、整備されていません。

- ◇ また、在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センター（2箇所）が鹿児島市内に設置されています。

（２）その他の福祉

- ◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められています。

第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 本地域には、小学校11校(うち分校2校)、中学校11校(うち分校2校)が設置されていますが、いずれも小中学校併設の小規模校です。
- ◇ 平成24年度現在、2村の全小・中学校が山村留学を実施しており、県外を含む21名の留学生を受け入れています。
- ◇ 学校施設については、老朽化が進んでいます。へき地集会室は、学校のみでなく、地域の交流の場としても大きな役割を担っています。また、水泳プールについては、小学校1校に設置されています。
- ◇ 本地域には高等学校等がないため、進学する生徒は島外の学校に通学しています。
- ◇ 社会教育施設については、各島に公民館が設置されています。
文化施設については、中之島に口径60cmの反射望遠鏡を備えた天文台や歴史民俗資料館が設置されています。
- ◇ また、地域外から招へいして音楽・舞台芸術等の巡回公演が行われているほか、南西諸島特有の文化を有しており、文化財としては県指定の無形民俗文化財である「三島村硫黄島の八朔太鼓踊り・九月踊り」、「十島村悪石島の盆踊り」など伝統行事が伝承されています。

第12節 観光の開発の現況及び課題

- ◇ 観光客数

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
三島村	6,300	7,800	7,900
十島村	10,200	7,000	10,200
総計	16,500	14,800	18,100

- ※ 市町村調べ
- ※ 離島統計年報

- ◇ 年間宿泊者数

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
三島村	7,800	8,100	8,000
十島村	10,200	7,000	10,200
総計	18,000	15,100	18,200

- ※ 市町村調べ
- ※ 離島統計年報

- ◇ 本地域は、海中温泉や砂蒸し温泉などの多彩な温泉、トカラ馬や野生の牛、トカラ列島県立自然公園に指定されている島々など、豊かな自然資源を有しています。

- ◇ また、俊寛伝説や仮面神ボゼ祭りなどの歴史・文化、大名たけのこやイセエビ等の「食」など特色ある観光資源を有しており、ミシマカップヨットレース、トカラ列島島めぐりマラソン大会等の特色ある自然環境を生かしたイベントも開催されています。
- ◇ 受入施設としては、民宿を中心とした宿泊施設などがあるなかで、個人客やグループ客等の旅行形態に対応し、地域特有の動植物や自然環境を生かしながら、体験型観光ツアーの充実などを図る必要があります。
- ◇ 観光協会の設立等による観光客の受入体制の整備も課題です。

第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

(1) 国内交流

- ◇ 各島とも、仮面神ボゼ祭りやミシマカップヨットレース、トカラ列島島めぐりマラソン大会等のイベントの開催、民間旅行会社の各種ツアーの誘致などにより、積極的に地域外との交流を行っています。
- ◇ 地域の小中学生等によるジャンベ、スチールドラム等の演奏活動を通して、地域内外との交流を行っています。
- ◇ 山村留学状況一覧

市町村名(地域名)	留学名称	実施校名	児童・生徒数(人)
三島村	しおかぜ留学	竹島小中学校	2
		三島小中学校	3
		大里小中学校	1
		片泊小中学校	2
十島村	山海留学	口之島中学校	1
		平島小学校	1
		平島中学校	2
		平島中学校諏訪瀬島分校	2
		宝島小学校	2
		宝島小学校小宝島分校	2
宝島中学校小宝島分校			3
総計			21

※ 市町村調べ

※ 平成24年5月1日現在

- ◇ 本地域の22小・中学校で実施されている山村留学では、都市部の児童生徒に、自然豊かな農山漁村での生活を体験する機会を与えるとともに、少子化、高齢化に伴い、過疎化の進行している地域が留学生を受け入れることにより、地域の活性化や教育の充実が図られています。

(2) 国外交流

- ◇ 三島村においては、アフリカの民族楽器ジャンベを通じてギニアとの交流を行っています。

第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 三島村においては、「黒島の植物群落」が国の天然記念物に指定されているなど、手つかずの自然が残されています。
- ◇ 十島村においては、「宝島女神山の森林植物群落」が国の天然記念物に指定されているほか、代表的な景観である火山地形、海食崖、サンゴ礁及び野生生物の生息地でもある優れた天然林等の特色ある自然を有し、無人島を含む全域がトカラ列島県

立自然公園（平成4年）に指定されています。

- ◇ 地域環境の保全を図るため、水環境の保全等に努めています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

第15節 エネルギー対策の現況及び課題

- ◇ 本地域の電力は、各島における内燃力発電により賄われていますが、それぞれの設備が小規模で、老朽化していることが、産業振興等を図る上で課題となっています。
- ◇ 燃料は、島外から搬入していることから、輸送コスト削減や燃料確保の観点から、再生可能エネルギーや電気自動車の積極的な導入が課題となっています。
- ◇ 太陽光発電は、三島村の「冒険ランドいおうじま」で街灯用に利用されています。
- ◇ 風力発電は、三島村の黒島に九州電力(株)の出力10kWの発電施設があります。

第16節 国土保全等の現況及び課題

- ◇ 砂防

(単位:箇所, %)

土石流危険渓流				地すべり危険箇所			
危険箇所数	整備済箇所数	未整備箇所数	整備率	危険箇所数	整備済箇所数	未整備箇所数	整備率
11	4	7	36.4	0	0	0	—

急傾斜地崩壊危険箇所			
要整備箇所数	整備済箇所数	未整備箇所数	整備率
11	0	11	0.0

※ 県砂防課調べ(平成24年度)

- ◇ 治山

(単位:地区数, %)

山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率
43	12	31	27.9	40	13	27	32.5

※ 県森づくり推進課調べ(平成23年3月31日)

- ◇ 本地域は、台風常襲地帯であり、また急峻な地形であることから、土石流等の災害を受けやすい地域であるため、砂防、治山施設等の整備を積極的に進め、国土保全を図っています。
- ◇ 硫黄島、諏訪之瀬島等の活火山を擁しているため、火山活動による火砕流及び土石流による災害の危険性が高くなっています。

第17節 移住・定住施策の現況及び課題

- ◇ 本地域全体においては、長期継続して人口が減少していますが、村の積極的な取組により、近年、一部離島では人口が微増しています。
- ◇ 一方、少子高齢化の進展やU I ターン者等の移住により、地域社会の構造も変化してきています。

- ◇ 今後は、地域住民と連携した受入体制の整備や就業支援などの各種支援策により定住促進を図るとともに、地域コミュニティを活性化する必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路及び港湾の整備

(1) 振興方針

- 本土との結びつきの強化と生活圏の広域化をはじめ、観光客等の誘致による交流・定住人口の拡大を図るため、定期航路の維持・改善に努めます。
- 本地域においては、定期航路が本土との唯一の交通・輸送手段となっていることから、住民生活の利便性向上や地域産業の振興をはじめ定住促進を図るため、定期船の定期日寄港を確実なものとするとともに、新船の建造や旅客の乗降や荷役作業の安全性を確保するための港湾施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 地元における各種イベントの実施等による交流人口の拡大を図りながら、地域内の各離島と本土及び奄美大島を結ぶ定期航路の維持・改善により、住民の利便性向上や地域間交流を促進します。
- 三島村の港湾については、就航率の向上や出入港時の安全確保を図るための港湾施設や関連施設の整備を進めます。
- 十島村の港湾・漁港については、就航率の向上のための防波堤の整備を進めるとともに、定期船が岸壁兼用の防波堤の一部を利用して荷役作業を行っていることから、乗降客と車両を分離するふ頭用地や岸壁、道路の整備を進めます。
- 新船の建造については、計画的に検討を進めます。

2 航空路及び空港の整備

(1) 振興方針

- 本地域への観光客等の誘致を図るため、飛行場の有効活用に努めます。

(2) 計画の内容

- 滑走路や場周柵等の維持管理を行うとともに、利用促進のための広報活動を行うなど、飛行場の有効利用に努めます。

3 島内交通網の整備

(1) 振興方針

- 地域内における住民の利便性向上や産業の活性化、観光客等との交流促進、人や物資の円滑な流通を確保するため、港湾へのアクセス道路や林道等を含めた道路網の整備を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 離島内における距離的・時間的制約の克服を図るため、黒島内の2つの集落及び港湾を結ぶ県道の整備を推進します。
- 狭隘部分の解消や安全確保のための交通安全施設の整備、災害時の避難道の整備など、地域住民の日常生活に欠かすことのできない生活道路や林道等の改良整備を推進します。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の

利便性向上や他地域との交流，産業の振興を図るため，情報通信基盤の高度化を図り，地域の特性や実情に応じた情報通信サービスの拡充を促進するとともに，各種分野におけるICTの利活用の促進を図ります。

(2) 計画の内容

- 情報通信基盤の高度化を図り，各種分野におけるICTの利活用を図ります。
- 三島村においては，インターネットによる地域の再生を図るため，ホームページの充実やネット販売のためのシステムの整備を図ります。
- 十島村においては，情報通信ネットワークの超高速化を図るとともに，住民が情報化に慣れ親しむためのパソコンの操作やICT講習などを実施し，情報リテラシーの向上に努めます。
- 携帯電話については，国や情報通信事業者等と連携して，不感地域の解消を促進します。
- テレビについては，台風や季節により視聴が困難となるケースが発生しており，放送事業者等との連携を図り，要因の究明や解消策の検討を行います。

第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

(1) 振興方針

- 離島航路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 割高となっている離島航路の運賃は，地域間格差の是正や定住促進を図る上での障害となっていることから，関係機関と協議を進めながら，低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり，離島振興を図る上での障害となっていることから，物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進します。

第4節 産業の振興

1 農業

(1) 振興方針

- 温暖な気候を生かしたびわやサンセベリア等の産地育成を図り，所得の向上と経営の安定を図ります。
- たんかん等果樹では平張施設を導入するなど生産振興を図るとともに，省力化樹形による労働条件の改善や共同作業を進め，生産量の維持と商品化率の向上に努めます。
- 自然環境との調和に配慮しながら，農道，公園等の整備やUIターンの促進等により，後継者の確保や若者の定着を図ります。また，高齢者が生きがいをもって農業に従事できる環境整備を進めます。
- 地域の基幹産業である畜産については，草地の造成や優良雌牛の導入，飼料生産機械の整備，飼養管理技術の向上等により，低コストで品質の高い肉用子牛の生産振興を図ります。

(2) 計画の内容

- びわやサンセベリア等の栽培技術の向上，島外安定出荷に向けた新たな取組（契約取引等販売方法）の検討をするるとともに，平張施設等施設化による生産安定を図ります。

- I P M（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥の施用による健全な土づくりなど、環境と調和した農業を推進します。
- 新品種や新規作物の導入、落花生等の地域特産物を生かした特産品の開発を促進するとともに、農畜産物の流通条件の改善に努めるほか、農産物処理加工施設の整備やインターネット等を活用した産直販売の促進などによる販路拡大を図ります。
- 肉用牛については、放牧による子牛生産の規模拡大と経営の確立を図るため、家畜衛生・飼養管理技術の向上や肉用牛生産組合の組織強化によるヘルパーなどの支援体制を充実するとともに、草地・野草地の造成・改良、家畜飼養管理施設、管理用道路、飼料生産機械等の生産基盤の整備を図ります。
- 自然環境との調和に配慮しながら、集落内道路や公園等の環境整備を推進します。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに、加工活動等の女性起業活動を促進します。また、高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。
- 農家の協力を得ながら農業に関する交流研修体制を整備し、新規就農者の確保・育成などを図ります。

2 林業

(1) 振興方針

- 森林の有する多面的機能の発揮を図りながら、林道等の路網整備や森林の適正な管理を促進するとともに、たけのこ、樺の実等の特産林産物の生産振興と消費者ニーズに対応した特産品の開発・普及を図ります。
- 木材や竹を粉砕し、堆肥化・敷料化するなど、新たな林産物の活用分野を広げます。

(2) 計画の内容

- 森林の有する多面的機能である水源かん養機能や山地災害防止機能等を高度に発揮させるため、適正な森林整備により、健全な森林の育成を図ります。
- 林産物を効率的に搬出するため、林道等の路網の整備を促進するとともに、竹林や樺林の整備、共同集荷など効率的な流通加工体制の整備等により、健康・自然志向に対応した収益性の高い特産林産物の産地づくりを図ります。
- 森林景観の保全を図りながら、木の実の採取などの体験学習の場、森林浴・登山などの健康増進の場、野鳥観察の場などとして広く活用し、後継者等の人材育成や島内外の人々との交流を促進します。

3 水産業

(1) 振興方針

- 漁業者や漁業協同組合等による自主的な取組を支援しながら、周辺海域の好漁場を生かし、漁船・装備の近代化、安心して利用できる漁港の整備などを進めるとともに、トビウオなどの特産魚を利用した付加価値の高い特産品の開発や安定的な出荷に向けた鮮度保持施設の整備を促進し、生産性の高い水産業の振興を図ります。
- また、これらの取組を通じ、漁業就業者の確保・育成を図ります。

(2) 計画の内容

- イセエビや夜光貝、瀬魚類の資源の増大を図るため、魚礁の設置や漁業者による幼・稚魚の保護などを促進するほか、本地域でしかとれない魚介類等の新たな水産資源の掘り起こしや周辺海域の優良漁場の高度利用を図るため、漁場、水産資源の

調査開発を進めます。

- 漁業協同組合の経営基盤の強化を促進するとともに、地元漁家の協力を得ながら漁業を体験できる体制の整備により、後継者の確保・育成を図るほか、トビウオすくい等の漁業体験などを通して、地域内外の人々との交流や地域コミュニティの活性化を促進します。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成を図るとともに、漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援します。
- 本土への効率的な鮮魚等の出荷を確保するため、流通コストの削減に係る取組を促進するほか、製氷・冷蔵・冷凍施設などの流通関連施設や畜養施設の整備を促進します。
- トビウオ等の特産魚を対象として、消費者ニーズに対応した付加価値の高い特産物の開発を促進するとともに、インターネットを介した産直販売等により販路の拡大を図るほか、新鮮な魚介類を地元で消費することや土産品として提供できる体制の整備を促進します。
- 安全で利用しやすい係留施設をはじめ、防波堤や漁港関連施設の整備等による年間を通じた出漁を確保するとともに、操業の広域化や鹿児島市場への水揚げに対応した漁船の大型化、装備の近代化等を促進します。

4 その他の地域産業

(1) 振興方針

- 製塩業等の地場産業の振興を図りながら、地域資源等を活用した新たな特産品の開発や販路の開拓を促進します。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 地域住民やNPO法人等による自主的な取組を支援しながら、たけのこ、椿の実、葉草、トビウオ等の農林水産物を活用した加工品や、自然塩の製造拡大など、自然・健康志向に対応した付加価値の高い特産品の開発を促進するとともに、ブランドの確立を図ります。
- かがしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、インターネット等を活用し、情報発信、消費拡大を図ります。
- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進など、農林水産業を担う人材の育成・確保を図るほか、滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成、観光事業者等の資質の向上に努めます。
- 自主的な地域づくりを目指して、リーダーの育成や組織づくりを支援するとともに、地域住民の自主的な話し合い活動を基本に、農村景観の保全や伝統文化・芸能等の継承など地域の中心となって活動する人材の育成を図ります。
- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

第5節 就業の促進

(1) 振興方針

- 交通ネットワークの充実、若者が地元に着する魅力ある産業おこし、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

(2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や、魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興、地場産業の振興や、医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。
- また、高齢者やU I ターン者等が知識と経験を生かし、その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。
- U I ターン者等が就業体験や研修等を受けられる体制を整えるとともに支援策の充実を図ります。

第6節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 地域住民等によるごみの排出抑制・減量化・リサイクルを促進するとともに、適正な処理を行うことにより、快適で美しい環境づくりに努めます。
- 少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、U I ターン者など、誰もが安心して暮らせる住環境の整備を図ります。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、合併処理浄化槽の整備により、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ります。

(2) 計画の内容

- ごみについては、リサイクルや適正な処理を図るため、地域の実情に応じ、処理施設や収集体制の整備を推進します。
- 家電リサイクルについては、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- U I ターン促進や地域住民のための住宅整備を計画的に進めます。
- 空き家改修による住宅の確保や既存施設の改修等による定住促進のための体験型観光施設の整備を進めます。
- 水道については、地域の特性に応じた水源の確保を図るとともに、老朽化した水道施設の改良整備を進めます。
- 簡易水道事業については、統合を進めるとともに、施設整備に努めます。
- し尿については、合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、住民の生活排水対策に関する意識啓発を図ります。

第7節 医療の確保等

(1) 振興方針

- へき地医療拠点病院をはじめとする医療機関等からの医師派遣や巡回診療の充実等により、地域住民が等しく適切な医療サービスを楽しむことができるような保健医療供給体制の整備・充実を図ります。
- へき地医療拠点病院等との連携体制を充実強化し、救急患者搬送の円滑化を図ります。
- 診療施設の改築、診療機器等の整備・更新、看護師の安定的確保、へき地医療拠点病院と接続する遠隔医療システムの有効活用、先端医療技術の導入を図ります。
- 妊婦が島外で健康診査する機会や出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。
- 不妊治療受診者については、その治療に伴う経済的な負担軽減の取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 長期的視点に立って準無医地区の解消を目指しながら、遠隔医療体制の充実やへき地診療所の施設・設備等の整備を推進するなど、へき地診療所の診療機能の拡充を図ります。
- 離島であるがゆえに生じている本土との診療機会の格差是正のための方策を検討します。
- へき地医療拠点病院である鹿児島赤十字病院からの医師派遣の充実を図るなど、医師・看護師の安定的確保に努めます。
- 鹿児島大学等の協力による、眼科・耳鼻咽喉科などの特定診療科の巡回診療の充実を図るとともに、鹿児島こども病院、鹿児島大学小児科による小児科健診など自主的な支援活動の促進に努めます。
- 緊急患者搬送の円滑化を図るため、へき地診療所とへき地医療拠点病院等関係機関相互の緊密な連携体制を充実・強化するほか、ドクターヘリ等の有効活用に努めます。
- また、本地域の地理的条件に対応した夜間搬送が可能な場外離発着場の整備を促進します。
- 地域住民の健康管理や健康の保持増進を図るため、「健康かごしま21」等に基づき、地域特性を生かした各種保健活動による疾病の予防、早期発見など包括的な対策を促進します。
- 妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行います。
- 不妊治療受診者については、その治療に伴う経済的な負担軽減の取組を促進します。

第8節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の実情を踏まえた介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 三島村・十島村の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、村と連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、小規模多機能型居宅介護事業などの介護サービス基盤の整備を促進します。
- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに、地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた家庭や地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら充実した生涯を送るとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。
- 障害や障害者についての住民に対する啓発活動、障害者福祉サービスの利用促進

などにより、障害者の社会参加とその能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 社会福祉協議会等による自主的な地域福祉活動に対する取組を促進しながら、援護を必要とする高齢者等に対し、地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。
- 本格的な超高齢社会を迎えるため、新たなニーズを踏まえ、高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を引き続き展開するとともに、元気な高齢者が、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として、その豊富な知識や経験・技能を生かした社会参加ができるような環境整備を図ります。
- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに、地域包括ケア体制づくりなどの促進に努めます。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため、研修会の開催や障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進、公共施設のバリアフリー化等の環境整備、障害者福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等の促進を図ります。
- 児童数に応じた子どもを育成する環境づくりや児童公園等の整備などを促進します。
- 少子化の振興に歯どめをかけるため、出産から子育てに要する費用の負担軽減、及び専門の病院や相談機関のない地域における不安の軽減等を図り、安心して子育てができる環境を整備します。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図ります。

第10節 教育及び文化の振興

(1) 振興方針

- 小規模校の特性を生かした「個を生かす」教育内容・方法の充実を図り、今後ますます進展する情報化や国際化等に柔軟に対応できる青少年を育成します。
- 本地域には高等学校等がないため、島外の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努めます。
- 地域に根ざした多様な特色ある伝統芸能の保存・伝承や文化活動を促進し、生涯を通じた学習機会の充実を図ります。

(2) 計画の内容

- 学校施設については、危険建物の改築、大規模改造を促進するとともに、教職員住宅の整備を図ります。
- 本地域を離れ、本土の高等学校等へ通学するための寮・下宿生活等の負担軽減を促進します。
- 「しおかぜ留学」や「山海留学」などの山村留学に関する広報活動を積極的に推進するとともに、山村留学制度の一層の拡充を推進し、地域や学校の活性化を図ります。
- 学校規模に応じた教育内容・方法の改善を図りながら、テレビ会議システムを活

用した国内外の学校等との交流学習や、学校外体験活動としてのボランティア活動など、この地域ならではの特色ある教育活動を促進します。

- 国指定天然記念物である「薩摩黒島の森林植物群落」や「宝島女神山の森林植物群落」、県指定の無形民俗文化財である「三島村硫黄島の八朔太鼓踊りや九月踊り」、「十島村悪石島の盆踊り」、村指定文化財「口之島狂言」、「霜月祭り」など地域の自然、文化、伝統芸能の保存・伝承や国内外に向けた南西諸島特有の文化の発信を行います。
- 地域の自然、文化、伝統芸能を通じた学習機会の充実や他地域との交流を促進するほか、生涯学習の指導者や地域の文化等を担う人材の育成を図ります。
- ジャンベやスチールドラムによる地域活動等を通して、地域内における連帯感の醸成や地域文化の継承を図るとともに、国内外の人々との交流を促進します。

第11節 観光の開発

(1) 振興方針

- 本地域の特色ある観光資源や施設等を生かした個性豊かな観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、定期船で結ばれる地域等と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。

(2) 計画の内容

- 本地域への更なる誘客を促進するため、多様な情報発信に努めつつ、各種媒体の活用や域外でのPR活動等による広報宣伝に取り組むとともに、定期船で結ばれる地域等との広域的な観光ルートの形成・定着を図り、旅行商品の造成などに努めます。
- 竹島・硫黄島・黒島の自然や火山がつくり出す地形などを生かしたジオパークの取組を促進します。
- 本地域の地理的特性や観光資源を生かしたトカラ列島島めぐりマラソン大会やマリンスポーツなどの体験プログラムの充実、景観等の整備など個性豊かな観光地づくりに努め、多彩な滞在交流型観光を積極的に促進します。
- 観光案内板等の設置や観光ボランティアガイドの育成、観光関係事業者の接遇向上及び移動手段の確保など観光客を受け入れる体制や環境の整備などを促進します。
- イセエビなどの新鮮な魚介類や大名たけのこなどの食材を生かした特色ある「食」の提供、地元特産品を活用した新たな土産品の開発などを促進します。

第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興方針

- 青少年を対象とした体験学習やヨットレースなどのイベントの開催、スポーツ合宿の誘致、ジャンベを通じたアフリカとの交流、出身者等のネットワーク化などにより、国内外との交流・連携を積極的に促進し、地域社会の活性化とU Iターン、二地域居住等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。

(2) 計画の内容

- 農林水産業と連携した滞在交流型観光や地域をあげて実施されるヨットレースなどのイベント、仮面神ボゼなどの伝統芸能、地域の特色ある民俗・文化等に関する教育研究機関や学生等の学外活動やスポーツ合宿誘致などを通して、住民と来島者及び来島者同士の交流を促進します。
- 出身者や島に興味を持っている人々の、島の良き理解者・支援者としてのネット

ワーク化を強化しながら交流・連携を図るとともに、テレビ会議システム等も活用しながら、学校間、島間も含め、地域内外の交流促進を図ります。

- ジャンベスクールを拠点にジャンベを活用した地域づくりに取り組むとともに、国内はもとより、アジアにおけるジャンベの拠点として、広く海外との交流を促進します。

第13節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好な地域環境を維持するため、村との連携により、水環境の保全等に努めます。
- 国、村、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

(2) 計画の内容

- 農業における施肥量の低減、家畜糞尿の適正処理、生活排水対策等による水質保全対策を推進します。
- 本地域の貴重な自然（動物、植物、景観）について、情報の収集に努めるとともに、地域住民や研究者等の意見や助言を参考にしながら、保全に努めます。また野生化したヤギによる自然環境への影響が懸念されるトカラ列島については、植生等の現状を把握し、生態系保全のための検討を進めます。
- 自然公園法や鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の保護制度による管理・保護を継続して行います。
- 住民生活に影響を及ぼしている有害鳥獣の駆除等に努めます。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。

第14節 エネルギー対策の推進

(1) 振興方針

- 災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、再生可能エネルギーの活用を促進します。
- 住民生活の向上や産業振興に不可欠な電力については、安定的な供給がなされるよう努めます。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。
- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資することから、今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、太陽光発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 電気事業者によるスマートグリッドの導入等電力の安定供給を図ります。
- 各島の電力は小規模内燃力発電で賄われており、住民生活の向上や産業振興にとって電力の安定的な供給は不可欠なものであることから、電気事業者等と連携しながら、必要な電力の確保に努めます。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

第15節 国土保全施設等の整備その他の防災対策

(1) 振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等から生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する国土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 津波等の災害に備え、避難経路や避難施設の整備を図ります。
- 防災行政無線等の整備を図るとともに、消防団に対する訓練・研修を充実し、地域住民も参加した訓練を実施するほか、自主防災組織の育成強化や住民の意識向上に努め、防火・防災体制の拡充を図ります。
- 硫黄島や諏訪之瀬島、中之島などの活火山避難対策として、港湾・道路等の整備や、住民・関係機関が一体となった防災避難訓練の実施を促進します。

第16節 移住・定住施策の促進

(1) 振興方針

- 地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進します。
- UIターン者等の多様な暮らしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

(2) 計画の内容

- ホームページやその他首都圏、関西圏の定住フェア等を活用し、移住・定住に必要な情報発信を行います。
- UIターン者等が地域に定住できるように、側面的な支援を行うための地域による定住対策プロジェクトチームの設置など、受入・支援体制づくりを図るとともに、住環境の整備や就業支援など各種支援策の充実を促進します。
- 住民が主体となって行う地域コミュニティの活性化に向けた活動や、地域リーダーの育成を支援する体制づくりを促進します。